(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年6月23日

福井市長 殿

提出者

住所 福井県福井市定正町401番地

氏名 パナソニックインダストリー株式会社 デバイスソリューション事業部 事業部長 西浦 泰郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-56-8010

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	の	名	称	パナソニックインダストリー株式会社 デバイスソリューション事業部 森田拠点
事	業	場の	所	在	地	福井県福井市定正町401番地
計		画	期		間	令和7年4月1日~令和8年3月31日
当該	事業	場におい	ハて現	に行	って	いる事業に関する事項
	1	事業	の	種	類	E28 (電子部品・デバイス・電子回路製造業)
	2	事業	の	規	模	拠点単位の公開はいたしておりません。
	(3)	従業		人	汝	490名
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程				彻	強酸 ⇒中間処理:中和・焼却・溶融⇒再資源化:建設資材 強アルカリ⇒中間処理:中和⇒再資源化:カロリー調整水 引火性廃油⇒中間処理:焼却・溶融⇒再資源化:建設資材

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 工場長、環境管理責任者、環境技術責任者、環境実務責任者の下、 「環境保護推進委員会」「リサイクル部会」を設置し、 産業廃棄物の削減、リサイクル活動の推進を図る。 主な役割: ・環境マネジメント推進、指導、支援 ・産廃委託業者の選定、契約管理、定期監査 ・廃棄物処理の管理、教育、啓発活動 ・行政への報告、窓口 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和6年)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 *別紙1A参照 H (これまでに実施した取組) ①現状 *別紙1A参照 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 *別紙1A参照 H (今後実施する予定の取組) ②計画 *別紙1A参照 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の分別を適正に行い、100%リサイクルを目指し活動している。 ①現状 (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の適正分別を維持するために、廃棄担当者への教育を継続する。 ②計画

自身	っ行う特別管理産業	廃棄物の再生利用に関する事項	
		【前年度(令和6年)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行った	
		特別管理産業廃棄物の量 t	t
	①現状	(これまでに実施した取組)	
		(= , = s · c ·) (, = , , = ,	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら再生利用を行うtt	t
	②計画	特別管理産業廃棄物の量	
		(今後実施する予定の取組)	
白江	<u>┃</u> こ行ら特別管理産業	┏棄物の中間処理に関する事項	
- '.			
		【前年度(令和6年)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	t
		自ら熱回収を行った t	+
		特別管理産業廃棄物の量	ι
		自ら中間処理により減量した	
	①現状	特別管理産業廃棄物の量	t
		(これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら熱回収を行う	
		特別管理産業廃棄物の量	t
		自ら中間処理により減量する	
	②計画	特別管理産業廃棄物の量	t
		(今後実施する予定の取組)	_

自	ら行う特別管理産業	廃棄物の埋立処分に関する事項	
		【前年度(令和6年)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
			t
	①現状	特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	
		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
	②計画	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う t 特別管理産業廃棄物の量	t
特別	別管理産業廃棄物の	処理の委託に関する事項 【前年度(令和6年)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		全処理委託量	t
		優良認定処理業者への 処理 委託 量	t
		再生利用業者への 処理委託量 *別紙1B参照	t
	①現状	認定熱回収業者への 処理 委託 量	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
		(これまでに実施した取組)	
		※別紙1B参照	

		(MOD)					
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類					
		全処理委託量	t				
		優良認定処理業者への	t				
		処 理 委 託 量					
		再生利用業者への	t				
		処 理 委 託 量 *別紙1B参照					
		認定熱回収業者への	t				
		処 理 委 託 量					
		認定熱回収業者以外の					
	்	熱回収を行う業者への	t				
	②計画	処理委託量 (A // 佐井 1-7-7-12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-					
		(今後実施する予定の取組)					
		※別紙1B参照					
		【前年度(令和6年)実績】					
		特別管理産業廃棄物					
		排 出 量	87.27 t				
			01.21				
		(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)					
	7.桂却加亜如処へ	(今後実施する予定の取組)					
目積	子情報処理組織の E用に関する事項						
次川に因りるず場							
		 ※別紙1B参照					
※事	務処理欄						
		<u> </u>					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種 類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃 棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除 く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使 用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。